

交通バリアフリー法

近年の急速な高齢化の進行により、全国的に本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害のある人が障害のない人と同じように社会に参加できる、「ノーマライゼーション」の考え方も広まってきています。

このような背景のもとに、交通バリアフリー法が平成12年11月に施行されました。

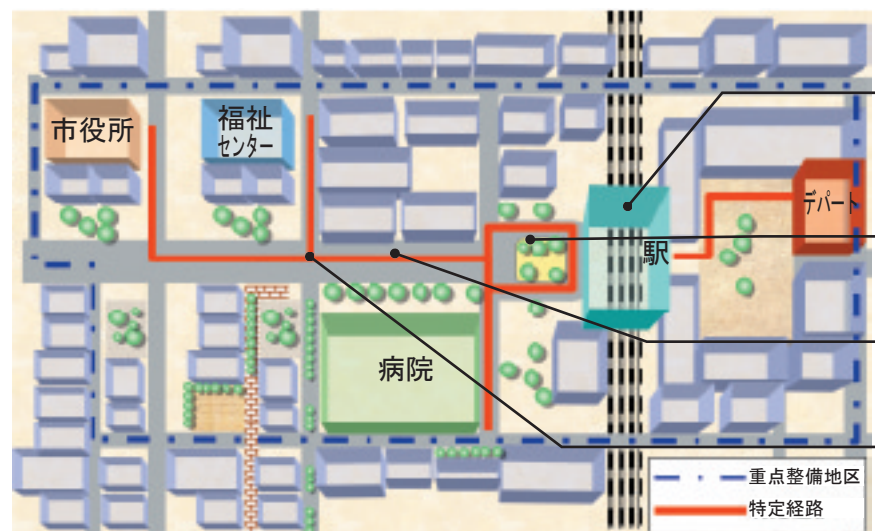
この法律の正式な名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といい、高齢者や身体障害者等の移動に係る身体的負担の軽減と、利便性、安全性を向上させるために、次の2つのバリアフリー化を推進するものです。

旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進

鉄道駅やバスターミナル等の施設、あるいは鉄道やバス等の車両のバリアフリー化を推進します。

重点整備地区における移動経路のバリアフリー化の推進

鉄道駅を中心とした徒歩圏域で、高齢者、身体障害者等がよく利用する施設を含む地区を「重点整備地区」として定め、駅から各施設までの主要な移動経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。



旅客施設（駅）のバリアフリー化



車両（バス等）のバリアフリー化



歩道のバリアフリー化



信号機等のバリアフリー化

イラスト提供：交通エコロジー・モビリティ財団

移動円滑化基本構想

市町村は、重点整備地区内の移動円滑化を推進するために、移動円滑化基本構想を策定することができます。

基本構想には、バリアフリー化を推進する重点整備地区の位置と区域、実施すべき特定事業の内容、そして、バリアフリー化を図る際の基本的な方針を定めます。

市町村が基本構想を策定することにより、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会は基本構想に基づいた特定事業計画を定め、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。

このように、基本構想はバリアフリー化の事業と直接関係しているので、効果的で即効性のあるものにするために、関係事業者等と協力して策定する必要があります。

語句の説明

◆バリアフリーとは

物理的な障壁（バリア）、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）、そして社会的な制度における障壁（バリア）を取り除き、良好な環境・施設などをつくることです。

具体的には、段差解消などのハード面だけでなく、人の心にあるバリアを取り除くことや、音声・文字情報の提供などソフト面も含まれます。